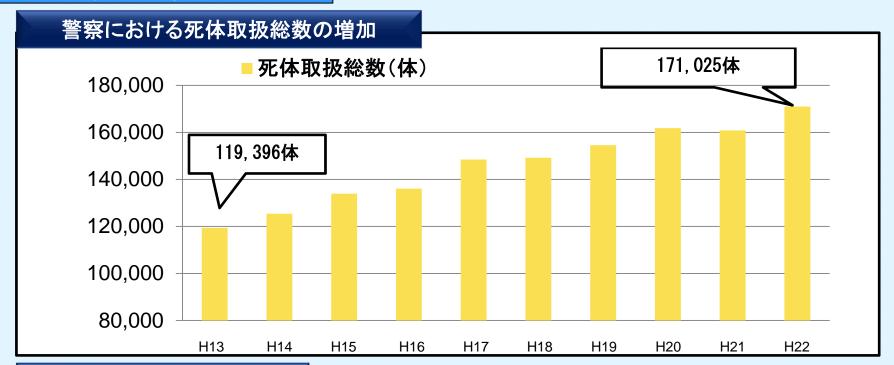
死因究明制度の構築に向けたワーキングチームの設置について

1 死因究明に関する現状



犯罪死の見逃し事案の発覚

- 平成10年以降43件の犯罪死見逃し事案が発覚。平成19年には、いわゆる時津風部屋事件※が発生し、死因究明に対する社会的関心が高まる。
 - ※ 大相撲の時津風部屋において、稽古と称して暴行を加えられた力士が死亡した事案について、当初、警察が病死 と判断したが、遺族からの強い要望により解剖が行われ、犯罪死であることが判明したもの。

2 これまでの検討状況

- H22. 1 警察庁において「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する 研究会」を設置
- H22.7 中間取りまとめ(刑事調査官の増員、装備資機材の一層の活用等、早急に対応 策を講じるべき事項について提言)

H23. 4 最終報告「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」を公表

問題点

- 解剖
 - ・解剖医の不足から解剖率が低い
 - ・ 犯罪性が不明な場合の解剖を行う制度が構築されていない
 - ・薬毒物検査が十分行われていない
- 検案
 - ・法医学的知見が必ずしも十分と 言えない医師が死体の外表検査 のみで死因等を判断し、解剖の 要否等について警察官に助言
- 検視・死体見分
 - 警察官の法医学的知見が不足

提言

- 法医解剖制度(仮称)の創設
- 法医学研究所(仮称)の設置
- 法医学的検査の導入
- 解剖医体制の強化
- 薬毒物検査の拡充
- 検案の高度化
- 検視・死体見分の高度化
- 身元確認の高度化
- 死体関連初動捜査力の向上



3 早急に検討すべき課題

| 法医解剖制度(仮称)の創設及び法医学研究所(仮称)の設置

● 犯罪によるものかどうか不明な死体について、遺族の承諾がない場合でも解剖を実施できるようにするため、 新たに法医解剖制度を創設し、同制度に対応するための組織として法医学研究所を設置。

法医学的検査の導入

● 警察が死体を取り扱う際に薬毒物の影響や死体内部の異常を把握できるようにするため、遺族の承諾がない場合に必要な検査を実施できるようにすることを検討。

解剖医体制の強化

● 諸外国と比べても低い我が国の解剖率を引き上げるため、解剖医の体制について検討。

薬毒物検査の拡充

● 新たに創設される法医解剖を行う際にも薬毒物検査を実施することを検討。

検案の高度化

● 法医学的知見を有する医師が検案に専従することを可能とする方策について検討。

検視・死体見分の高度化

● 現在検視の対象となっていない一定の死体について検視の対象とし、それによる事務量の増加に対応するため、 事務の合理化を行うことを検討。

身元確認の高度化

● 死体の状態等から身元確認が困難な場合であっても迅速・的確に身元確認を実施するための方策について検討。

死体関連初動捜査力の向上

● 警察が死体を取り扱う際、各種初動捜査が迅速・的確に行うことができる方策を検討。